

平成 18 年 7 月

住宅ローンを繰上完済されたお客さまへの 保証料のご返戻について

当金庫では、しんきん保証基金の保証付住宅ローンをご利用いただきましたお客さまのうち、期限前に全額を繰り上げてご返済された一部のお客さまにつきまして、本来返戻すべき保証料をお返ししていない事実が判明いたしました。

このため、当金庫としんきん保証基金は、連携して該当するお客さまに保証料の返戻手続きを進めてまいりましたが、転居先が確認できない等の理由から、いまだ連絡のつかないお客さまがいらっしゃいます。

つきましては、しんきん保証基金の保証付住宅ローンをご利用いただき、期限まで6ヶ月以上を残して全額を繰り上げてご返済されたにもかかわらず、保証料を受け取られていないお客さまは、下記の問い合わせ先までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

お客さまには多大なご迷惑をおかけしたことを心よりお詫び申し上げます。

【本件に関するお問い合わせ先】

審 査 部 0154 23 9029（担当：若松）